

前日の状況で対応を判断できる場合、教育委員会は、事前に学校の対応について連絡する。学校は、教育委員会からの連絡を受け、保護者に連絡する。計画運休のみをもって臨時休業とはならない。

市立小・中学校における非常変災時の登校に関する対応について

【地震の災害対応】

1 震度5弱(気象庁の情報)以上の地震が発生した場合の対応

- ① 児童・生徒が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、児童・生徒は、自宅待機又は避難する。
- ② 登下校中に震度5弱以上の地震（これまでに経験したことの無い大きな揺れを感じるような地震）が発生した場合は、自宅か学校の近い方に避難する。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されることから、その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所への避難することも事前に指導する。
- ③ 登校した児童・生徒や下校中に学校に戻った児童・生徒は、保護者への引き渡しとする。

【台風等の災害対応】 ※保護者は、学校からの情報を踏まえて行動する。

1 気象庁から府中市に暴風警報 又は、特別警報が発表されている場合の対応

【全ての市立小・中学校33校】

- ① 午前6時30分、教育委員会は、校長会長へ学校の対応（臨時休業、登校時間の変更等）について連絡する。
※あわせて、スマート連絡帳により、全管理職宛に一齐連絡する。
- ② 午前7時、学校は、保護者に、学校の対応について連絡する。

2 多摩川の水位上昇に伴う対応

(1) 府中市が高齢者等避難(府中市発表)を発令している場合

- ① 午前6時、教育委員会は、防災危機管理課と協議し、以下の学校の対応を判断する。

A 浸水想定区域内の13校

【府中第三小学校、府中第八小学校、住吉小学校、矢崎小学校、小柳小学校、南白糸台小学校、四谷小学校、南町小学校、日新小学校、府中第三中学校、府中第六中学校、府中第八中学校、府中第九中学校】

➤ 「臨時休業」

B A以外の20校

➤ 「浸水想定区域に居住する児童・生徒の避難」等

※ 浸水想定区域に居住する児童・生徒は、保護者等と安全な場所に避難することを連絡する。
ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させるなど、個別に対応する。

- ② 午前6時30分、教育委員会は、校長会長へ対応について連絡する。
※あわせて、スマート連絡帳により、全管理職宛に一齐連絡する。
- ③ 午前7時、学校は、保護者に、学校の対応について連絡する。

(2) 府中市が避難指示(府中市発表)を発令している場合

【全ての市立小・中学校33校】

- ① 午前6時、教育委員会は、学校の「臨時休業」を判断する。
※ ②、③は、(1)の②、③と同じ。

3 土砂災害警戒区域に府中市が避難指示(府中市発表)を発令している場合の対応

- ① 午前6時、教育委員会は、府中市の発令を踏まえ、学校の対応を判断する。

A 土砂災害警戒区域に含まれる2校

【府中第五小学校、府中第十小学校】

➤ 「臨時休業」

B A以外の31校

➤ 「土砂災害警戒区域に居住する児童・生徒の避難」等

※ 土砂災害警戒区域に居住する児童・生徒は、保護者等と安全な場所に避難することを連絡する。
ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させるなど、個別に対応する。

- ② 午前6時30分、教育委員会は、校長会長へ学校の対応について連絡する。
※あわせて、スマート連絡帳により、全管理職宛に一齐連絡する。
- ③ 午前7時、学校は、保護者に、学校の対応について連絡する。

学校教育法施行規則

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。※中学校に準用

学校が臨時休業でない場合であっても、保護者の判断で、登校させないこともできる。その場合の指導要録の取扱いは、「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、「欠席日数」とはせず、「出席停止」とする。また、遅れて登校した場合であっても遅刻扱いとしない。